平成２４年（フ）第８６１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷字舘下33番地の２　グラースメゾン102、従前の住所仙台市泉区南光台南３丁目８番10―314号
破産者　三浦　俊憲
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
福井市堀ノ宮１丁目720番地　ヴィラブランシェ101号、開始決定時の住所福井市明里町５番13号
破産者　藤井勢津子
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１９号
名古屋市天白区山根町268番地　山根台第２住宅Ｄ棟32号
破産者　北田　雅和
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３８号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字荒井75番地の10
破産者　荒井造船所こと　荒井　利郎
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８６１号
名古屋市東区泉１丁目６番18号　ライジング泉コート２　302号、従前の住所名古屋市東区葵１丁目17番14号　エルブ葵705号
破産者　井戸　菜月
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７４号
大阪府泉南市樽井３丁目37番９号
破産者　山本　進一（旧姓菊池）
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―908号、決定時の住所神戸市中央区二宮町２丁目６番13―704号
破産者　打間ナルヤ
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５０号
兵庫県三木市加佐58番地の１　三木市立三木市民病院内、住民票上の住所兵庫県三木市別所町高木949番地の264
破産者　二條レスキューこと　長堀　隆雄
成年後見人　向田　智明
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９７号
奈良市芝辻町４丁目１番地の15　メゾン佐保Ａ―108号
破産者　近畿不二見こと　中尾　　治
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７４号
宮城県柴田郡川崎町大字小野字赤萩山11番地
破産者　坂上　健一
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３０１号
群馬県甘楽郡下仁田町大字上小坂522番地
破産者　神宮　米子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５２号
新潟県村上市飯野３丁目１番23号、前住所新潟県村上市大工町２番９号
破産者　大滝　康雄
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３６４号
静岡県磐田市立野2018番地１　ぷりむろうず立野403号
破産者　伊熊　正明
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９４号
静岡県袋井市旭町２丁目８番地の４　コーポ久能Ｂ201号室、前住所静岡県磐田市上神増1512番地８
破産者　高杉　照夫
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２３７号
京都府城陽市奈島久保野72番地
破産者　富尾　重直
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９７号
京都市右京区太秦多藪町48番地１　ラ・コルメナ202、前住所京都市右京区太秦東蜂岡町２番地７　ムービーハイツ太秦402
破産者　柳澤　　正
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２８号
京都市左京区岩倉長谷町1072番地７
破産者　松崎　護幸
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
奈良県生駒市東旭ケ丘５番48号
破産者　澤井　浩一
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所